

〈研究資料〉バイエルン州における「移民背景を持つ子どもたちのためのことばの発達支援」

恒川, 元行
九州大学大学院言語文化研究院言語環境学部門・言語情報学講座

<https://doi.org/10.15017/7148400>

出版情報：言語科学. 44, pp.133-145, 2009-03-31. 九州大学大学院言語文化研究院言語研究会
バージョン：
権利関係：



<研究資料>

バイエルン州における

「移民背景を持つ子どもたちのためのことばの発達支援」

恒川 元行

解題

以下、バイエルン州における「移民背景を持つ子どもたちのためのことばの発達支援」に関する基本的な資料を3点、翻訳紹介する。関連資料はこれ以外にも多々あるが、この3点はその中で最も基本的なものと思われる。

資料1および資料2は、バイエルン州労働と社会秩序、家庭と女性省 (Staatsministerium für Arbeit und Sozialordnung, Familie und Frauen; 以下、社会省) のウェブサイトの「子どもの養育 (Kinderbetreuung)」ページで読むことのできる資料である。これに対し、資料3はバイエルン州立幼年期教育研究所 (Staatsinstitut für Frühpädagogik) の2005年の年報 (IFP-Infodienst 2005) に掲載された「社会省からのお知らせ (Nachrichten aus dem Sozialministerium)」のうちのひとつである。この年報は2006年の発行と思われる、資料の中では最も古く、また資料2と内容的に一部重複しているところもあるが、「就学前ドイツ語準備講習」の概要説明としてたいへんに参考になる。

なお、資料中に言及のあるバイエルン州法のドイツ語名称は、以下のとおりである：

- ・バイエルン州児童教育法 (BayKiBiG)
Bayerisches Kinderbildungs- und -betreuungsgesetz
- ・バイエルン州児童教育法実施規則 (AVBayKiBiG)
Ausführungsverordnung zum Bayerischen Kinderbildungs- und -betreuungsgesetz
- ・バイエルン州幼稚園法第3施行令 (3. DVBayKiG)
3. Durchführungsverordnung zum Bayerischen Kindergartengesetz
- ・バイエルン州幼稚園法第4施行令 (4. DV BayKiG)
4. Durchführungsverordnung zum Bayerischen Kindergartengesetz
- ・バイエルン州教育制度法 (BayEUG)
Bayerisches Gesetz über das Erziehungs- und Unterrichtswesen

<資料1>

バイエルン州教育計画 (Der Bayerische Bildungs- und Erziehungsplan)

<http://www.stmas.bayern.de/kinderbetreuung/bep/index.htm>

最終更新日：2007年9月28日

バイエルン州労働と社会秩序、家庭と女性省 (Staatsministerium für Arbeit und Sozialordnung, Familie und Frauen; 以下、社会省) は、2001年末に州立幼年期教育研究所 (Staatsinstitut für Frühpädagogik) に対し、バイエルン州の幼稚園児童のための就学までの教育計画を開発する依頼を行った。さまざまな分野の専門家を含む専門委員会が、作成に参加した。2003/04年の学年にはこの計画の暫定版がバイエルン州全体の合計104の幼稚園で検証を受けたが、このような検証はそれまでドイツでは例のないものであった。検証は、州立幼年期教育研究所の学問的な支援を受けながら実施された。その際に実践から得られた知見や多数のフィードバックは、計画改定の際に考慮され、2005年末に発表された教育計画の最終版に取り入れられた。これまでに、すべての連邦州が、初級教育領域のための教育計画あるいはそれに相当する枠組みを提示した。

バイエルン州児童教育法実施規則 (AVBayKiBiG) の中で、州の助成を受けている幼稚園にとり義務的となる教育目標が定められた。この目標は、教育計画の中に詳細に記述されている。幼稚園の教育スタッフは、その教育課題の履行のために、とりわけこの計画の内容を順守しなければならない。したがって、教育計画は、バイエルン州児童教育法実施規則の諸規定の解説と理解することができる。

バイエルン州幼稚園法第4施行令 (4. DV BayKiG) において規定されている、認可幼稚園のための概括的計画と比べ、教育計画には以下の革新点が含まれている：

1. 幼稚園で学習が行われているという事実を強調していること。
2. 選ばれたいくつかの教育分野の教育活動をとおして基礎的能力の促進支援を行うという原理。教育施策と上位の学習目標との関連が明示されていること。
3. グループ内での異質性を容認し、異質性と生産的に関わること。
4. 人格に関わる能力 (中核的であるのは、自信、自尊心) だけでなく、認知的能力、動機に関わる能力、身体的能力も明確に促進支援すること。
5. 学習方法に関わる能力の促進支援に突出した位置づけを与えていること。
6. 家庭から幼稚園、幼稚園から基礎学校という移行過程を重視していること。後者は、文部省サイドも強調しているきわめて今日的なテーマである。
7. 以下のそれぞれ独自の教育分野が新たに上げられていること。これらは、基礎学校で要求される事項への準備とも理解できる：

7. 1 ことばとリテラシー
 7. 2 数学
 7. 3 自然科学と技術
 7. 4 情報技術・コミュニケーション技術、メディア
 7. 5 音楽
 7. 6 運動、リズム体操、ダンス、スポーツ
8. 「統合」というテーマが、詳しく取り扱われていること。これには、障害児および障害児になる恐れのある子どもたちをその社会的環境から切り離すのではなく、彼らを障害のない子どもたちと共に養育するという主要目的が伴っている。
 9. 「きわめて豊かな才能」というテーマが新たに上げられていること。
 10. 両親との教育に関するパートナーシップに特別な重点が置かれていること。
 11. 幼稚園の公的団体としての方向性が重視され、専門機関とのネットワークと協働が新たに上げられていること。
 12. 子どもの発達を観察するという必要性が、特に強調されていること。

教育計画の改定版は、Beltz 出版社から出版されている（2006 年、Weinheim und Basel、488 ページ、22.90 ユーロ、ISBN 3-407-56264-0）。

教育計画や関連するその他の情報や資料は、州立幼年期教育研究所のウェブページ上で見つけることができる。

教育計画というテーマに関する両親向けインフォメーションは、「ダウンロード (Zum Herunterladen)」の領域で見つけることができる。

<資料 2>

ことばの発達支援 (Sprachförderung)

<http://www.stmas.bayern.de/kinderbetreuung/bep/sprachfoerd.htm>

最終更新日：2009 年 1 月 20 日

ことばの発達支援は、出身を問わず、すべての子どもたちの教育活動の重点のひとつである。言語能力は、教育、社会参加、また社会統合の土台であり、機会均等のための重要な前提である。その際、決定的に重要であるのは、幼年期教育の質である。なぜなら、個々人の教育履歴は、すでに幼年期にその方向性が決められてしまうからである。

「ことばの発達支援」で理解されるのは、

- それにより子どもたちが、話すことやコミュニケーション一般に関わる喜びを増大させ、
- それにより子どもたちが、他の人たちと意見を交換し、他の人たちに自分の経験、感情、意見、考え、希望を伝える能力を獲得するようなすべての教育施策である。

しかしまた、ことばの発達支援は子どもたちに本や書きことばになじませること – すなわち、専門用語でしばしば「リテラシー教育」と呼ばれているものを実践すること –、そして子どもたちに文化財としてのことばに親しませることでもある。

法的根拠

ことばの発達支援は、バイエルン州の幼稚園ではすでに 1972 年以来、基本的な教育施策として、法律に裏付けられた中核課題となっている。法律による最初の規定は、バイエルン州児童教育法 (BayKiBiG 第 12 条、バイエルン州児童教育法実施規則 AVBayKiBiG 第 5 条との連携による) の発効により行われた。バイエルン州教育法第 12 条によれば、幼稚園設置者は、ことばの発達支援を特に必要とする子どもたち全員のために、別個のことばの発達支援を保証しなければならない。

バイエルン州教育計画

バイエルン州教育計画の重点の一つは、本、語り、韻、書きことばに関わる多様な経験および学習機会という意味での包括的なリテラシー教育に置かれている。リテラシー教育は、子どもたちのことばの発達、および特に後年の読みの力にとり重要な意味を持っている。これに関しては、「補足的な資料」の項も参照されたい。教育計画はさらに、幼稚園の教育スタッフに実施のための実践的援助も提供する。

《ことばの助言者プログラム》

「ことばの助言者」プログラムは幼稚園の教育チームを対象とする研修機会であり、教育コンセプトの枠内で「ことば」の分野にもう一度注目するためのものである。教育スタッフには、「ことばとリテラシー」の分野で最新の学問的知見に基づいた研修を受ける機会が必要である。

詳しい情報は、「ことばの助言者 (Sprachberater)」のページで入手できる。

《ことばの発達支援施策》

2005 年 12 月 19 日、20 日の閣議決定により、ドイツ語の学習支援が強化された。特に、十分なドイツ語知識を持たない子どもたちは、事前に特別なことばの発達支援のための就学前講習を受けていない場合、今後ともはや基礎学校には受け入れないという合意がなされた。この点に関して、幼稚園は、就学前児童全体の 99% 以上という通園率を誇る教育施設として決定的な貢献をなすこ

とができる。移民背景を持つ子どもたちの就学前年における通園率は、およそ 97%である。

ことばの発達支援ないしは異文化間教育をさらに強化するために、具体的には以下の施策が実施された：

観察用紙 Seldak および Sismik を用いた的確な観察とことばの発達支援

幼稚園学年 2008/09 からは、遅くとも就学の 1 年前に、ことばの発達調査が幼稚園児童全員に対して実施されなければならない。これに対応したバイエルン州児童教育法実施規則 (AVBayKiBiG) の改定が予定されている。

Seldak

ドイツ語を第 1 言語 (母語) として生育している子どもたちのために、州立幼年期教育研究所により観察用紙 Seldak (Sprachentwicklung und Literacy bei deutschsprachig aufwachsenden Kindern 『ドイツ語を母語として生育している子どもたちのことばの発達とリテラシー』) が開発された。これが利用可能となったのは 2006 年 9 月以降であり、2007 年には州全体の幼稚園に導入された。Seldak は、4 歳から就学までの年齢幅に適している。本観察用紙は、子どもたちの言語発達に長期にわたり、発達過程に即して寄り添うことを目的としている。観察により、幼稚園の教育スタッフは、教育活動のための多面的で具体的なヒントを得ることができる。

Sismik

すでに幼稚園学年 2001/02 以来、バイエルン州全体で、州立幼年期教育研究所が開発した言語発達の観察用紙 SISMIC (Sprachverhalten und Interesse an Sprache bei Migrantenkindern in Kindertageseinrichtungen 『幼稚園における移民児童の言語行動とことばへの関心』) が利用されている。その両親がともにドイツ語を母語としない子どもたちのことばの発達状況は、バイエルン州児童教育法実施規則 (AVBayKiBiG) 第 5 条に基づき、観察用紙 SISMIC の第 2 部を用いて調査することが義務化されている。

子ども一人当たりの補助の増額

幼稚園設置者には、その両親がともにドイツ語を母語としない子どもの場合、州児童教育法 (BayKiBiG) の枠内で標準より高い補助係数 1.3 が認められる。

《準備講習》

準備講習コンセプト「ドイツ語 240」(vorkurskonzept240.pdf (44 KB)) は、幼稚園 (および就学前年齢にある子どもたちを受け入れている全日制就学前児童施設) と基礎学校の協働による、その両親がともにドイツ語を母語としない子どもたちのための特別な形のことばの発達支

援プログラムである。それぞれ 120 時間が、幼稚園の教育スタッフと基礎学校の先生方により実施される。この準備講習は全体で 1 年半にわたり、就学前々学年の 1 月から就学直前の 7 月まで継続される。

準備講習は、幼稚園サイドと基礎学校サイドでは時期をずらして開始される。準備講習は、幼稚園ではすでに就学前々学年の後期、すなわち 1 月から始まる。講習は、就学前最終学年以降（9 月から 7 月まで）も継続される。幼稚園の教育スタッフによることばの発達支援は、前々学年後期から就学までいずれも週 90 分（2 授業時間に相当）である。

基礎学校では、準備講習は就学前の幼稚園最終学年から始まる。基礎学校の先生方は、この時点から週 135 分（3 授業時間に相当）を担当する。

したがって、就学前最終学年にはどの子どもも週の毎日 1 時間の準備講習を受ける。準備講習は、幼稚園における教育スタッフの教育活動を補足し、支援するものである。

バイエルン州児童教育法実施規則（AVBayKiBiG）には、準備講習の実施のために次の規定が含まれている。「その両親がともにドイツ語を母語としない子どものことばの発達状況は、前々学年の前期に観察用紙 Sismik の第 2 部『狭義の言語能力（ドイツ語）』を用いて調査しなければならない。この発達調査により特に支援が必要と判断された子ども、あるいは準備講習を組み込んだ幼稚園への通園を義務付けられた子どものことばの教育と発達支援は、基礎学校と協働して、対応する内容指針『準備講習 就学前にドイツ語を学ぶ』に基づいて、あるいは何か同様に適切なことばの発達支援施策に基づいて実施しなければならない。」

幼稚園の設置者は、したがって講習でプログラム『準備講習 就学前にドイツ語を学ぶ（Vorkurs Deutsch vor Schulbeginn）』を使用する義務を負わない。どのような場合であれ、幼稚園の先生と基礎学校サイドの準備講習実施教員が内容を協議して決める義務は存在する。

観察用紙 SISMIC 第 2 部による移民児童の義務的観察に関しては、sismik-teil2.pdf, 25 KB を参照。

《教育スタッフのための研修の強化》

バイエルン州は、対応する指針に従って幼稚園の教育スタッフのための研修施策に助成を行う。このために、バイエルン州は 2008 年、合計約 170 万ユーロを用意している。自由社会福祉事業者（社団法人バイエルン州プロテスタント全日制就学前児童施設連盟；バイエルン州赤十字社；社団法人カトリック全日制就学前児童施設連盟；社団法人労働者福祉事業・対等福祉事業連盟バイエルン州連盟）およびバイエルン行政事務専門学校は、公的社会福祉事業の提供者として助成

を申請することができる。これらの事業者が現在受けることのできるのは、通常研修を提供するための助成、およびバイエルン州全体を対象とした研修キャンペーン提供のための助成である。

通常研修

2007年には、州の助成を受けた研修事業者により、「ことばとリテラシー」の分野で、また「運動、リズム体操、ダンス、スポーツ」ならびに「音楽」などの諸分野と連携して、合計165の研修会が提供された。これらの研修には、合計3,107人の教育スタッフが参加した。

「ことばとリテラシー」の分野だけでも、2007年にバイエルン全体で49の研修会が開催され、914人が参加した。したがって、平均してみると、2007年には少なくとも7つに1つの幼稚園が「ことばとリテラシー」をテーマとする研修に参加したことになる。バイエルン州教育計画の教育目標とテーマ分野の幅広さを考えると、喜ぶべき結果である。

研修キャンペーン

郡の行政官庁および自由公益的研修事業者との協働で、通常研修のほかに、バイエルン州全体を対象とした統一的な研修会が開催されている。研修会をキャンペーン内容へと具体化することは、バイエルン州社会省と研修事業者の協働により行われる。これらの研修会は、参加無料である。

「教育対話」キャンペーン

この研修キャンペーンは、バイエルン州教育計画の基本原則と目標を実践の中に根付かせるために実施される。「教育対話」キャンペーンの対象グループは、幼稚園の教育スタッフチームである。

「チャンスとしての移行」キャンペーン

このキャンペーンは、幼稚園の教育スタッフおよび基礎学校の先生方の両者を対象としており、幼稚園から基礎学校への移行段階を協働して橋渡しするという課題に重点が置かれている。

《資料》

両親のための小冊子

両親は多くの場合、喜んで子どもたちのことばの発達を支援したいと願っている。しかし、どのようにすればよいか、いつもわかっているわけではない。そのため、州立幼年期教育研究所は、重要なヒントとコツを記載した小冊子を作成している。これは、2008年の秋以降に提供される予定である。

実践ハンドブック

州立幼年期教育研究所は、すでに早い時期からことばの発達支援および異文化間教育という一連のテーマと取り組み、すぐれた資料や実践ハンドブックを開発してきた。バイエルン州社会省は、

たとえばバイエルン州外でも大いに注目された実践ハンドブック『幼稚園での異文化間教育活動とことばの発達支援』を発行し、すべての幼稚園に提供した。この実践ハンドブックは、『世界が幼稚園に集う (Die Welt trifft sich im Kindergarten)』というタイトルで、書店で入手可能である。

ビデオカセット

「リテラシー」の分野に関しては、2004年に刊行されたビデオカセット『ことばへの意欲 - 幼稚園でのことばの教育とドイツ語学習 (Lust auf Sprache - sprachliche Bildung und Deutsch lernen in Kindertageseinrichtungen)』の中で、具体的事例を見ることもできる。そこでは、外国籍の両親が幼稚園のことばの促進支援活動に積極的に組み込まれている。これにより、両親は、家庭と幼稚園におけることばの発達支援の基本原則を知る機会を得ることができる。これは同時に、家庭それぞれの移民履歴に関する知識を集める機会、そしてそれに基づいてきめの細かな、家庭に合わせた異文化間教育を用意する機会を提供する。

《その他の参加プロジェクト》

その他の参加プロジェクト、たとえば『ママはドイツ語を習う (Mama lernt deutsch)』、Opstapje プログラム、あるいはことばの発達支援と就学準備を目的とした両親と子どものためのプログラム『Hippy』などが現場で成功裏に導入されたこと、あるいは幼稚園のたとえば市民大学との多彩なネットワークが構築されていることは、補足的に指摘するにとどめる。

<資料3>

ことばの発達支援プログラムを組み込んだ幼稚園 - ドイツ語準備講習 (Kindergärten mit integrierter Sprachförderung - Vorkurse Deutsch)

<http://www.ifp.bayern.de/veroeffentlichungen/infodienst/vorkurse.html>

2005年7月12日に、閣議は、移民背景を持つ子どもたちを対象とすることばの発達支援をさらに改善するためのイニシアティブの基準を定めた。問題なく授業についていくことができるためには、移民背景を持つ子どもたちは、すでに就学時点で十分なことばの発達段階に達していなければならない。幼稚園には、これに関して大きな責任が伴っている。したがって、日々の教育活動において、特にことばの発達支援に注目する必要がある。この点を考慮して、バイエルン州教育計画はここにひとつの重点を置いている。

以下では、幼稚園のすべての子どもたちを対象とした一般的なことばの発達支援に加えて、移民背景を持つ子どもたちのためのドイツ語準備講習を拡充するという、バイエルン州政府のコンセプトの基本的要素を説明する。

準備講習コンセプトの拡充によるドイツ語促進支援の強化 — 基礎学校と幼稚園の協働による通年制の予備講習

移民背景を持つ子どもたちの社会的統合には、包括的で、できる限り早期からのことばの発達支援が前提である。この点に関し、幼稚園は就学前児童の99%以上の通園率を誇る教育施設として、決定的な貢献をなすことができる。移民背景を持つ子どもたちの就学前年における通園率は、およそ97%である（2005年4月現在）。

ことばの発達支援は、すでにこれまでも、つねに幼稚園教育の重点のひとつであった。幼稚園のこの一般的な教育・支援課題は、バイエルン州児童教育法（BayKiBiG）において、次の点でさらに精密化されている。すなわち、ドイツ語知識を全く有しない、またはドイツ語知識が不十分な移民背景を持つ家庭の子どもたちのため、またその他のことばの発達支援を必要とする子どもたちのために、個別のことばの発達支援が保証されなければならないとされている点である。

準備講習コンセプトは、この個別のことばの発達支援の特別な形と理解すべきものである。これまでは、準備講習は就学手続きから幼稚園学年末までの40時間の範囲で、基礎学校の教員により追加的施策として実施されてきた。

準備講習は、さらに拡張されることになっている。講習は、拡張後、就学前学年の9月から翌年の7月までに延長される。準備講習は、160（授業）時間からなる。ことばの発達支援は、このうちそれぞれ80時間の範囲で、幼稚園の教育スタッフおよび基礎学校の先生方が担当する。一学年39週として考えると、これは週約4時間の講習という計算になる。

準備講習は、幼稚園の教育スタッフの教育活動を補足するものである。基礎学校の先生方の参加を得ることで、幼稚園のための重要な支援および協働の可能性が提供される。

幼稚園でのことばの発達調査

すでに言及したように、幼稚園（以下の説明は、これに対応して就学前児童を受け入れているすべての全日制就学前児童施設に該当する）は、バイエルン州児童教育法（BayKiBiG）に基づき、ドイツ語の知識が十分でない子どもたちのための個別のことばの発達支援を実施するという委託を受けている。このことの暗黙の前提であるのは、幼稚園の先生がそのような個別のことばの発達支援の必要性を確実に確認するということである。一般的には、幼稚園の教育スタッフは子どもの発達に寄り添いながら、たとえばSismikも利用して、子どもたちの個々のことばの発達状況について必要な情報を入手する。

今後、その両親がともにドイツ語を母語としない子どもたちのことばの発達状況は、遅くとも就学前々学年の2月～3月に（または、それよりも遅い時点で入園した場合はその入園時に）確認

されることになる（本誌 IFP-Infodienst 2005 中の Ulich & Mayr の寄稿も参照）。

バイエルン州児童教育法の実施規則には、次の表現が取り入れられることになっている。「その両親がともにドイツ語を母語としない子どもたちのことばの発達状況は、就学前々学年末に、観察用紙『幼稚園における移民児童の言語行動とことばへの関心 (Sismik)』の第 2 部『狭義の言語能力 (ドイツ語)』を用いて調査されなければならない。」

したがって、ことばの発達調査は幼稚園の教育スタッフにより、遅くとも就学前々学年の 2 月～3 月に実施される。この調査は、基礎学校による準備講習を整備するための重要な土台でもある。

準備講習の組織

一方の幼稚園設置者サイドないし幼稚園サイドと他方の基礎学校サイドは、準備講習のそれぞれの担当区分の組織編成に関して責任を負っている。具体的にそれを担当するのは、ふつう幼稚園および基礎学校の協働担当委員である。幼稚園には、「幼稚園の担当区分」を内容的にも方法的にも適切に実施する責任がある。これにはまた、差異に配慮したことばの発達支援を適切に準備することに関して、必要な決断を下すことも含まれる。たとえば、幼稚園において一種のクラス授業を実施しなければならないという規定はない。

幼稚園の責任範囲にある準備講習担当区分は、幼稚園教育活動を構成する不可欠の要素として構想される。準備講習の幼稚園担当区分は、ことばの発達支援を必要とする子どもが何人その幼稚園に通園しているかとは無関係に実施することができる。たとえば、支援を必要としている移民背景を持った子どもが一人だけという場合、ことばの発達支援策はことばの発達が遅れているドイツ人の子どもたちも含めた形で実施することができる（1 対 1 の促進支援は、主要授業時間には行われぬ。なぜなら、そうした場合、もう一人の教育スタッフがグループの 24 人を一人で世話しなければならないからである）。極端なケースで、グループの子どもたちの大部分が支援を必要としているという場合、集中的支援は、たとえば 5 人ずつの小グループを順に対象とする形で行うことができる。一定期間、何人かの子供たちをグループから取り出し、別個に教育活動を行うことは、幼稚園教育活動の通常の方法である（内的差異化の原理）。

就学前々学年の 2 月～3 月に、幼稚園の先生が観察用紙 Sismik の第 2 部を用いて移民児童のことばの発達状況を調査し、その結果に基づき両親と協調して、その子どもが準備講習に通うかどうかを決定する。最終学年になって初めて幼稚園に通うことになった移民児童の場合、ことばの発達状況の確認は可能な限り早い時期に実施される。

Sismik 観察用紙の第 2 部は 2 ページからなっている（観察用紙全体の 7～8 ページ）。第 2 部は設問自体に説明が含まれ、特に手間をかけずに実施することが可能である。本誌

(IFP-Infodienst 2005) には、そのコピーが添付されている（下の Ulich & Mayr の寄稿を参照）。バイエルン州児童教育法実施規則の中に規定されている義務的なことばの発達調査とは別に、観察用紙 Sismik - 全体 - をことばの発達支援に利用することが、一般的には望ましい。

幼稚園でのことばの発達調査に引き続いて、幼稚園の協働担当委員はこの調査結果を、その幼稚園のある学校区内の基礎学校の協働担当委員に連絡する。これにより、準備講習の基礎学校担当区分を計画することが可能になる。基礎学校との個人データの交換に関しては、幼稚園は両親の同意を得ておかなければならない。

準備講習の内容は、幼稚園と基礎学校の先生方の相互の協議により構成される。望ましいのは、バイエルン州立学校教育研究所（Staatsinstitut für Schulpädagogik und Bildungsforschung）が発行し、州立幼年期教育研究所（Staatsinstitut für Frühpädagogik）の寄稿が添付されている指導要領『学習シナリオ - 学校への意欲をつくりだす新しい方法 第1部：準備講習 就学前にドイツ語を学ぶ（Lernszenarien - Ein neuer Weg, der Lust auf Schule macht. Teil 1: Vorkurs, Deutsch lernen vor Schulbeginn）』に基づいて講習を実施することである。この要領は、直接、出版社からしか入手できない（たとえば、<http://www.finken.de> から；一括注文が可能である）。とりわけ160時間の準備講習のための、州立学校教育研究所と州立幼年期教育研究所が共同して作成した寄稿が、『学習シナリオ』には添付されている。

基礎学校の準備講習担当区分をどう構成するかは、基礎学校の管轄事項である。基礎学校が、この区分は基礎学校の建物内で実施すると決定する場合、子どもの学校への移送およびその際に必要な監督の心配は、幼稚園の任務ではない。基礎学校担当区分が幼稚園において実施される場合には、この決定は幼稚園の了解を得た上で行われる。

基礎学校は、準備講習に関して幼稚園に指示を与える権限を有しない。同様に、幼稚園には、基礎学校に対し活動報告を行う義務がない。幼稚園に対する監督業務には、何の変更もない。幼稚園と基礎学校が、子どもたちのため、また準備講習全体の首尾よい運営のために、組織に関する問題点、また特に内容に関する問題点について建設的に協働することが前提である。準備講習に関連して生じた事故は、地方自治体傷害保険連盟（Gemeindeunfallversicherungsverband）が担当する。

就学の延期とことばの発達支援プログラム（準備講習）を組み込んだ幼稚園への通園義務

3月～4月に行われる就学手続きの重要な要素は、就学能力の確認のほか、一般的に子どものドイツ語能力の確認である。ことばの発達状況診断テスト『第2言語としてのドイツ語能力を把握

する (Kenntnisse in Deutsch als Zweitsprache erfassen)』は、この目的でこれまでに定評を得た確実な調査手段である。このテストを用いることで簡単に、しかも高い信頼性をもって、ドイツ語を母語としない子どものドイツ語能力が、通常クラスの授業についていくのに十分かどうかを確認することができる。

就学義務があるが、十分なドイツ語知識を有しない移民児童は、今後入学が延期され、ことばの発達支援プログラム（準備講習）を組み込んだ幼稚園への通園が義務付けられることになっている。このような子どもたちは、可能な限り就学手続きの時点、ないしはことばの発達調査の時点ですでに実施中の準備講習に受け入れることとする。

この措置の法的根拠は、バイエルン州教育制度法 (BayEUG) の第 37 条第 2 項である。これによれば、「身体的または精神的発達の状況から首尾よく授業に参加することが期待できない場合」、就学義務のある子どもの就学は延期することができる。ドイツ語能力の不足は、この意味で、首尾よく学校生活を送ることを妨げるひとつの阻害原因である。

ことばの発達支援のための準備講習に参加する義務は、バイエルン州教育制度法を補足することにより、法的に根拠づけられる予定である。

就学延期の決定は、就学手続きの際の基礎学校長の責任である。この決定通知の中には、準備講習に参加する義務、ないし幼稚園に通う義務も明記される予定である。地方自治体は、席の確保義務 (バイエルン州児童教育法の第 5 条第 1 項を参照) および地域における幼稚園定員計画の枠内で、すべての子どもに適切な幼稚園の席が用意されているよう配慮する義務を負っている。これにより、不十分なことばの発達のために入学が延期されたすべての子どものために、準備講習を組み込んだ幼稚園に席が保障されることになる。地方自治体は、両親が空席を探す手伝いをするか、場合によっては席を割り当てる。

法律、方法に関する補足的指示

幼稚園は、基本的に基礎学校および特別支援学校と協働することが、法律により義務化されている (バイエルン州児童教育法第 15 条第 2 項)。この法律による委託に基づいて、就学が延期された子どもたちを優先的に幼稚園に受け入れるという義務も派生する。これに対応して、必要がある場合には学校と協働して準備講習を実施する任務も生じる。

幼稚園における統合的教育活動の使命は、バイエルン州児童教育法第 12 条の中で法的に根拠づけられている。ことばの発達支援のためには、ことばの発達状況の確認が不可欠である。これに対応して、ことばの発達調査はこの法的要請の一部となっている。幼稚園の設置者には、さらに準備講習プログラムのモジュール (上記参照) を幼稚園の教育活動の中に組み入れることが

要請されている。

将来のバイエルン州児童教育法実施規則は、バイエルン州教育計画の参照を指示する（実施規則案第14条第2項を参照）。バイエルン州教育計画の改定案では、準備講習のモジュールを参照することが指示されている。これらのモジュールは、バイエルン州教育計画の構成要素となる予定である。

地方自治体は、席の確保義務（この場合、入学が延期された子どもたちのために席を用意する義務の意）を履行する際、移民背景を持つ子どもたちのための一人当たりの補助が、通常の補助に比較して1.3倍を見込む措置により支援を受ける（ことば係数1.3）。

幼稚園設置者は、判定された雇用基準を超えて、ことば係数に基づく増額補助を全面的に教育スタッフの増強に支出する義務を負う。このことは、監督官庁ないしは認可官庁により検証されることがある。

バイエルン州幼稚園法第3施行令（3. DVBayKiG）第5条に基づいて補助人員（Drittkräfte）を雇用している設置者には、これをすでに幼稚園学年2005/06（人件費補助に基づく最終学年）に、特にことばの発達支援のために投入することが推奨される。